

○津幡町産業創出支援補助金交付要綱

平成14年2月20日

津幡町告示第10号

(目的)

第1条 本町産業の健全な発展と雇用の確保に資するため、町内における新分野進出・新製品開発を行おうとする事業者、新たに事業を創業しようとする者及び新たに情報関連事業に進出するSOHO事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業及び補助金)

第2条 この要綱で定める補助事業の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 新分野進出・新製品開発支援事業

(2) 創業者支援事業

(3) SOHO支援事業

2 前項の事業の補助対象者、補助対象事業内容、補助対象経費、補助率及び補助金の額の限度額等は、別表のとおりとする。

3 前項に規定する補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 事業の用に供する事務所、店舗又は工場等（以下「事業所等」という。）を本町内に設置する者であること。ただし、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の対象となる施設内のテナント型店舗又は仮設若しくは臨時の店舗その他設置が恒常的でないものを除く。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 法人の場合にあつては、本町内を所在地とした法人登記が行われている者

イ 個人事業主の場合にあつては、本町に住所を有している者又は創業に際し、本町に住所を有する者を2人以上雇用する者

(3) 町税等を滞納していない者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による許可及び届出が必要な営業又は公序良俗に反する営業を営む者でないこと。

(5) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者でないこと。

(6) 事業主又は法人の代表者若しくは役員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の構成員でないこと。

4 第2項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津幡町産業創出支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 前条第1項第1号に規定する事業の申請者

- ア 国、県その他の機関の補助金等交付決定通知書の写し
- イ 事業の内容の明細及び経費の支払（予定）を証する書類の写し
- ウ 津幡町商工会会長の推薦書
- エ 誓約書（様式第2号）

（2） 前条第1項第2号に規定する事業の申請者

- ア 融資認定申請書又はそれに類するものの写し
- イ 事業計画書（様式第3号）
- ウ 融資実行通知書又はそれに類するものの写し
- エ 事業所等を賃借するときは、賃貸借契約書の写し
- オ 法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書、個人事業主の場合にあっては、開業届の写し及び住民票
- カ 誓約書

（3） 前条第1項第3号に規定する事業の申請者

- ア 事業の内容の明細及び経費の支払（予定）を証する書類の写し
- イ 事業計画書
- ウ 事業所等を賃借するときは、賃貸借契約書の写し
- エ 法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書、個人事業主の場合にあっては、開業届の写し及び住民票
- オ 誓約書

2 前項に規定する補助金交付申請書は、次に掲げる日までに提出しなければならない。

（1） 前条第1項第1号に規定する事業 国、県その他の機関の補助金確定通知を受けた日

から起算して、1年に達した日の属する月の末日

(2) 前条第1項第2号及び第3号に規定する事業 法人の場合にあっては法人設立の日、  
個人事業主の場合にあっては開業の日から起算して1年に達する日

(交付の決定)

第4条 町長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認めるときは、規則に定める補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定を行う場合は、あらかじめ津幡町商工業振興対策委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(内容の変更等)

第5条 申請者は、交付決定に係る事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則に定める補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書を提出しなければならない。

(補助金の確定)

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに津幡町産業創出支援補助事業実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。この場合において、第2条第1項第2号及び第3号に規定する事業の補助事業者（以下「創業補助事業者」という。）は、収支報告書（様式第5号）を添付するものとする。

2 町長は、前項に規定する書類を審査及び調査し、適正と認めるときは、規則に定める補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、規則に定める補助金請求書を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(状況報告)

第8条 創業補助事業者は、創業を開始した年度以降3年間にわたり津幡町産業創出支援補助事業年度状況報告書（様式第6号）を毎年度終了後3月以内に町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条第3項各号に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業を承認なく変更等したとき。
- (4) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) 前4号に定めるもののほか、この要綱又は法令等の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助事業者に対し、前条の規定による補助金の取消しをした場合又は補助金の交付決定の日から3年を経過する日までに、著しく事業を縮小し、休止し、若しくは廃止した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項に規定する補助金の返還をさせる場合は、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月22日津幡町告示第128号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成17年3月15日津幡町告示第29号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日津幡町告示第40号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月25日津幡町告示第125号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に申請された事業については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年2月28日津幡町告示第4号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日津幡町告示第23号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	補助対象者	補助対象事業内容	補助対象経費	補助率及び補助金の額の限度額	備考
新分野 進出・新 製品開 発支援 事業	1年以上町内に事業所を有し、かつ、津幡町商工会の会員である者	国、県その他の機関の補助金の事業の交付対象となった事業転換又は経営多角化のための次に掲げる事業で、町長が認めるものの  (1) 新製品の開発事業 (2) 新素材の開発利用事業 (3) 新システム又は新工法の開発事業 (4) 新デザインの開発事業	国、県その他の機関の補助事業の対象となる経費	補助対象経費から国、県その他の機関の補助金を減じて得た額の1/3以内  限度額 100万円	1 補助対象者につき、同一年度において1件に限る。
創業者 支援事 業	創業者を対象とした融資（石川県構造改革支援融資資金のうち創業者支援融	創業者を対象とした融資の対象要件と認められた事業	1 創業者を対象とした融資として実行された額 2 建物の全部又は一部を借り上げて	1 賃借料を除く補助対象経費の1/2以内  限度額 50万円	賃借料については、対象となる融資の実行日又は貸借契約期間

	<p>資、石川県経営安定支援融資資金のうち小口零細融資（創業者支援分）又は日本政策金融公庫その他の金融機関（上記融資と同等以上の条件を有するものに限る。）による創業者を対象とした融資をいう。以下同じ。）を受けた事業を町内で新たに開始した者</p>		<p>事業所等を開設するときには、その賃借料（貸主が、補助対象者の3親等以内の親族でないこと。）</p>	<p>2 賃借料（賃貸借契約上の月額賃借料をいい、共益費等は含まない。）の1/2以内 限度額 月額5万円</p>	<p>の初日のいずれか遅い日の翌属する月の翌月から起算して24月を限度として交付する。ただし、事業所等の移転等があったときは、補助資格を喪失する。 1 補助対象者につき1件を限度とする。</p>
<p>SOHO支援事業</p>	<p>小規模な事務所や自宅を事業拠点として、情報関連事業を町内で新たに開始した者で、かつ、町長が認定する者</p>	<p>情報関連事業、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業その他これに類すると認められる事業</p>	<p>1 事業の開始に際し要した初期投資の額 2 建物の全部又は一部を借り上げて事業所等を開設するときには、その賃借料（貸主が、補助対象者の3親等以内の親族でないこと。）</p>		

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 津幡町長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名

印

\_\_\_\_\_年度津幡町産業創出支援補助金交付申請書

津幡町産業創出支援補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名 (いずれかに○)	新分野進出・新製品開発支援事業	創業者支援事業	SOHO支援事業
2 補助金 申請額	_____千円	_____千円	_____千円
3 内容	(1) 対象事業内容 ア 新製品の開発事業 イ 新素材の開発利用事業 ウ 新システム又は新工法の開発事業 エ 新デザインの開発事業 (2) 国等の補助金確定通知を受けた日 _____年 月 日 (3) 国等の補助金対象経費 _____円 (4) 国等補助金額 _____円	(1) 創業開始日 _____年 月 日 (2) 制度融資名 _____ (3) 融資額 _____円 (4) 融資期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで (5) 賃借料 ・月額 _____円 (6) 賃貸借契約日 _____年 月 日	(1) 創業開始日 _____年 月 日 (2) 初期投資額 ・施設整備費 _____円 ・備品購入費 _____円 (3) 賃借料 ・月額 _____円 (4) 賃貸借契約日 _____年 月 日
4 添付書類	(1) 国等の補助金等交付決定通知書の写し (2) 事業の内容の明細及び経費の支払(予定)を証する書類の写し (3) 津幡町商工会会長の推薦書 (4) 誓約書	(1) 融資認定申請書又はそれに類するものの写し (2) 事業計画書 (3) 融資実行通知書又はそれに類するものの写し (4) 事業所を賃借するときは、賃貸借契約書の写し (5) 法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書、個人事業主の場合にあつては、開業届の写し及び住民票 (6) 誓約書	(1) 事業の内容の明細及び経費の支払(予定)を証する書類の写し (2) 事業計画書 (3) 事務所を賃借するときは、賃貸借契約書の写し (4) 法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書、個人事業主の場合にあつては、開業届の写し及び住民票 (5) 誓約書

承諾書

津幡町産業創出支援補助金を申請するにあたり、町税等の納付状況について調査することを承諾します。

氏名 \_\_\_\_\_ 印

様式第2号（第3条関係）

誓約書

私（私たち）は、津幡町産業創出支援補助金の交付申請をするにあたり、津幡町産業創出支援補助金交付要綱第2条第3項第6号の規定に該当することを誓約いたします。

また、同要綱第10条の規定により補助金の返還を求められた場合において、既に補助金が交付されているときは、指定された期日までに返還することを併せて誓約いたします。

（津幡町産業創出支援補助金交付要綱第2条第3項第6号）

事業主又は法人の代表者若しくは役員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の構成員ではないこと。

年 月 日

（宛先）津幡町長

（誓約者）

住所又は所在地

法人名

役職

氏名

印

※法人の場合は、代表者及び役員個々の誓約となります。当様式を1人1枚ご記入ください。

様式第3号（第3条関係）

事業計画書

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名

1 事業の概要

事業所等の所在地 ※位置図を添付すること	津幡町
創業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
業種	
提供する商品・サービス等	
創業に必要な許認可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合 名称 取得（予定）年月日 年 月 日
当該事業の経験の有無	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月間） 自ら経営 ・ 従業員として <input type="checkbox"/> 無
創業（予定）年月日	年 月 日

2 経費の配分

経費の区分		自己資金	借入	補助金
初期投資額 (設備資金)	施設整備費			
	備品購入費			
運転資金				
合計				
賃借料	月額 ( 月～ 月分)			
合計				

3 開業後3か年の収支見込み

	内訳	1年目	2年目	3年目
売上等		円	円	円
	計			
経費等		円	円	円
	計			
差	売上等－経費等			

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

(宛先)津幡町長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び  
代 表 者 名

印

年度分津幡町産業創出支援補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知があった  
年度津幡町産業創出支援補助事業（ 事業）を下記のとおり実施したの  
で、津幡町産業創出支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名	<input type="checkbox"/> 新分野進出・新製品開発支援事業 <input type="checkbox"/> 創業者支援事業 <input type="checkbox"/> SOHO支援事業
2 補助金額	千円
3 国等補助金納入日 又は創業開始日	年 月 日
4 事業所等の貸借期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 事業の内容の明細 又は収支報告書	
6 その他	関係書類 (補助金交付申請書に添付の書類に準じて提出すること。ただ し、事業の内容に変更がないときは、提出を要しない。)

様式第5号（第6条関係）

収支報告書

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名

1 事業の概要

事業所等の所在地	津幡町
創業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
決算月	月
業種	
提供する商品・サービス等	

2 経費の配分

経費の区分		自己資金	借入	補助金
初期投資額 (設備資金)	施設整備費			
	備品購入費			
運転資金				
合計				
賃借料	月額			
	(月～月分)			
合計				

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 津幡町長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名

印

\_\_\_\_\_年度分津幡町産業創出支援補助事業年度状況報告書

年 月 日付 発第 号により補助金交付決定の通知があった津幡町産業創出支援補助事業（ 事業）に係る 年度の状況について、津幡町産業創出支援補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 千円
- 2 事業名 創業者支援事業 ・ SOHO支援事業
- 2 収支状況

	計画	金額	実績	金額
売上等		円		円
	計		計	
経費等		円		円
	計		計	
差	売上等－経費等		売上等－経費等	

- 3 添付書類 当該年度の決算書（個人にあつては確定申告書でも可）の写し

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第8条関係)